

## 定年後再雇用と同時得喪

Q 60歳以上の厚生年金の被保険者が退職し、継続して再雇用される場合、どのような手続きが必要ですか。

A 事業主が厚生年金保険等の被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を同時に年金事務所へ提出することにより、再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定することができます。その際には、添付書類として、「就業規則や退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類及び継続して再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明」が必要になります。事業主の証明は、特に様式は指定されていませんが、退職された日、再雇用された日が記載されているものが必要となります。

(様式例)

[ 再雇用日 : 平成 25 年 4 月 ~ ]			
<b>継続再雇用に関する証明書</b>			
弊社の60歳以上の従業員について、以下のとおり退職日の翌日をもって継続再雇用したことを証明します。			
[退職・再雇用した従業員]			
住所 _____			
氏名 _____		年齢 _____ 歳	
[退職日]	令和	年	月 日
[再雇用日]	令和	年	月 日
[証明者] 事業所所在地			
事業所名称			
事業主 氏名			証明日 年 月 日

- ※ 継続して再雇用とは、1日も空くことなく同じ会社に再雇用されることをいいます。
- ※ 事業所の定年制の定めの有無による相違はありません。60歳以後に退職した後、継続して再雇用された場合であれば対象となります。
- ※ 平成25年3月までは、60歳から64歳までの年金を受取る権利のある方が、この取扱いの対象でしたが、平成25年4月から、対象を年金を受取る権利のある方に限らず、「60歳以上の方」に拡大しました。

この取扱いについては、正社員の方に限定されるものではなく、厚生年金保険等の被保険者に対する取扱いとなりますので、パートタイマーやアルバイトなどで厚生年金保険等の被保険者となっている方も対象となります。

### ○具体的事例

正社員の山田さん（給与41万円）が定年の規定によって、60歳の誕生日（3月12日）の属する月の月末（3月31日）で定年退職し、翌日（4月1日）から嘱託として（給与20万円）で勤務する場合。

① 「同時得喪」(4月1日付) 手続きを行う場合			
正社員 (給与41万円)	4月	嘱託(給与20万円)「同時得喪」により4月給与分から標準報酬月額は低下する	
② 「同時得喪」を行わない場合…「月額変更届」を3か月後に提出 ⇒ 再雇用(給与変更)から4か月目の7月に標準報酬月額が低下することになる			
4月			
正社員 (給与41万円)	嘱託(給与20万円)だが標準報酬月額は41万円該当で継続	7月	7月給与分から標準報酬月額は低下する